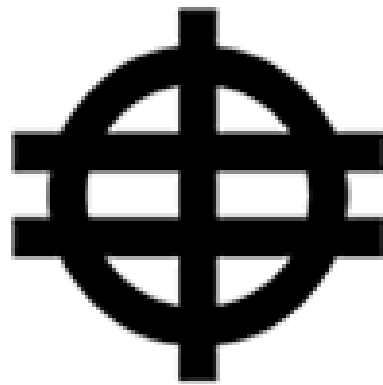


和木町水防計画



和 木 町

令和6年5月2日改訂

目 次

第1節	計画の目的及び性格	2
第2節	水防実施機関の業務及び責任	2
第3節	職員の配備体制及び所掌事務	5
第4節	気象状況等の連絡系統	7
第5節	水位、雨量等の連絡系統	9
第6節	水防用備蓄器具、資機材の整備、確保	11
第7節	水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） の通知	12
第8節	水防警報	16
第9節	水防活動	20
第10節	公用負担	30
第11節	水防標識・水防信号・身分証票	31
第12節	水防訓練	32
第13節	水防協力団体	33

第1節 計画の目的及び性格

第1項 目的

この計画は、水防法（「昭和24年法律第193号」以下「法」という。）第4条の規定により山口県知事から指定水防管理団体として指定された和木町（「水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定」（昭和55年6月24日山口県告示第650号））が、法第33条の規定により山口県水防計画に依じて作成し、町の区域内における水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、和木町における洪水、津波、又は高潮による災害を警戒し、防衛し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

本水防計画は、和木町地域防災計画（本編）の第3編第13章として位置付けられたものを、水防法第33条第3項（制定・変更時の知事への届け出）に対応するため、和木町地域防災計画の下部計画として作成したものである。

第2節 水防実施機関の業務及び責任

第1項 町（法第2条、法第3条、法第4条）

町は、水防の第一次的責任を有する指定水防管理団体として、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

町長は、水防管理団体の長としての責任を負う。（以下「水防管理者」という。）

1 浸水想定区域の指定を受けた町（法14条）

（1）浸水想定区域ごとに、次の事項を和木町地域防災計画に定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地

オ エ項において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

カ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項(2) 上記の(1)に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を行う。

2 水防計画の策定(法第33条)

水防管理者は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ和木町防災会議(※)に諮らなければならない。

また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。

本計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

水防管理者は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

※ 付表1「和木町防災会議委員名簿」参照

第2項 県(法第3条の6)

県は、町が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川(洪水予報河川)を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行う。また、緊急の際の立ち退きの指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。

第3項 県の関係出先機関

岩国土木建築事務所は、岩国地区における状況を的確に把握し、県庁の水防関係各課及び水防管理団体と密接な連絡を保つとともに、県庁の水防関係各課の指示を受けて、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援する。

第4項 気象庁下関地方気象台（法第10条、第11条）

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、太田川河川事務所及び山口県に通知する。なお、小瀬川については、太田川河川事務所と共同して洪水予報を行い、山口県に通知する。さらに、これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動用の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下であって、津波による災害が発生するおそれがある場合
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	予想される津波の高さが1mを超え、3m以下の場合
	津波特別警報 (大津波警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

第5項 太田川河川事務所（法第10条、第16条、第48条）

国土交通大臣が指定した河川（小瀬川）について、水防警報を行うことをはじめ、気象台と共同して洪水予報を行い、山口県に通知するとともに、大規模氾濫減災協議会を組織する。また、県又は水防管理団体に対し水防上必要な勧告、助言を行う。

第6項 居住者等の水防義務（法24条）

町内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、消防団長等が、水防のためにやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

第3節 職員の配備体制及び所掌事務

第1項 配備体制の種類

水防に関する職員の配備体制は、「災害発生時等の職員参集マニュアル」に定めるところによる。具体的には、第1警戒体制、第2警戒体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制とする。

第2項 第1警戒体制

1 体制の時期

町内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき。

2 配備課所と業務内容

第1警戒体制では、宿直者、必要に応じ企画総務課職員で配備し、次の業務を行う。

配備場所	業務内容
宿直室又は企画総務課	気象情報の収集（気象台、県、太田川河川事務所、弥栄ダム管理所等からのFAX等）

第3項 第2警戒体制

1 体制の時期

ア 町に気象警報が発表されたとき。

イ その他、町長が必要と認めたとき。

2 配備課と業務内容

第2警戒体制では、企画総務課職員2名以上での配備を基本とし、企画総務課長の判断により、その他必要と認められる関係課職員を配置する。

配備場所	業務内容
企画総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 山口県（防災危機管理課）、警察、消防等との情報共有 2 気象情報の収集（気象台、県、太田川河川事務所、弥栄ダム管理所等） 3 山口県総合防災情報システムへの入力 4 早期避難所の開設、避難情報の提供 5 避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難所開設情報の提供 6 避難所の開設・運営（職員の派遣） 7 要配慮者の避難支援、避難者の誘導
都市建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 別紙1及び別紙2の排水ポンプ場樋門操作規程第4条「警戒体制の実施」に示す体制において、同第5条「警戒体制の措置」に基づく事項を実施 2 本計画第9節第3項2に基づく農業用水路の水門操作の実施

第4項 災害警戒本部体制

1 体制の時期

第2警戒体制の職員に加え、町長、副町長、教育長、全課長等による組織体制による対応が必要と判断されると町長が認めたとき。

2 配備課所と業務内容

災害警戒本部では、第2警戒体制の職員に加え、町長、副町長、教育長、全課長等を配置する。

配備場所	業務内容
執務棟 2階ホール	<ol style="list-style-type: none"> 1 山口県（防災危機管理課）、警察、消防等との情報共有 2 気象情報の収集（気象台、県、太田川河川事務所、弥栄ダム管理所等） 3 山口県総合防災情報システムへの入力 4 早期避難所の開設、避難情報の提供 5 避難勧告・避難指示の発令、避難所開設情報の提供 6 避難所の開設・運営（職員の派遣） 7 要配慮者の避難支援、避難者の誘導 8 警戒本部会議の実施、マスコミ対応等 9 消防団等の招集・配備

第5項 災害対策本部体制

1 体制の時期

町内に相当規模の災害の発生が予測又は生起し、町の総力を挙げて対応する必要があると町長が判断したとき。

2 配備課所と業務内容

災害対策本部では、全職員の配置を基本とし、長期に及ぶ場合は職員の交代に配慮した必要な人員を配置する。

配備場所	業務内容
執務棟 2階ホール	1 山口県（防災危機管理課）、警察、消防等との情報共有
	2 気象情報の収集（気象台、県、太田川河川事務所、弥栄ダム管理所等）
	3 山口県総合防災情報システムへの入力
	4 早期避難所の開設、避難情報の提供
	5 避難勧告・避難指示の発令、避難所開設情報の提供
	6 避難所の開設・運営（職員の派遣）
	7 要配慮者の避難支援、避難者の誘導
	8 災害対策本部会議の実施、マスコミ対応等
	9 自衛隊、消防、警察、国交省等への派遣要請
	10 県等への受援要請等

第6項 配備体制の解除

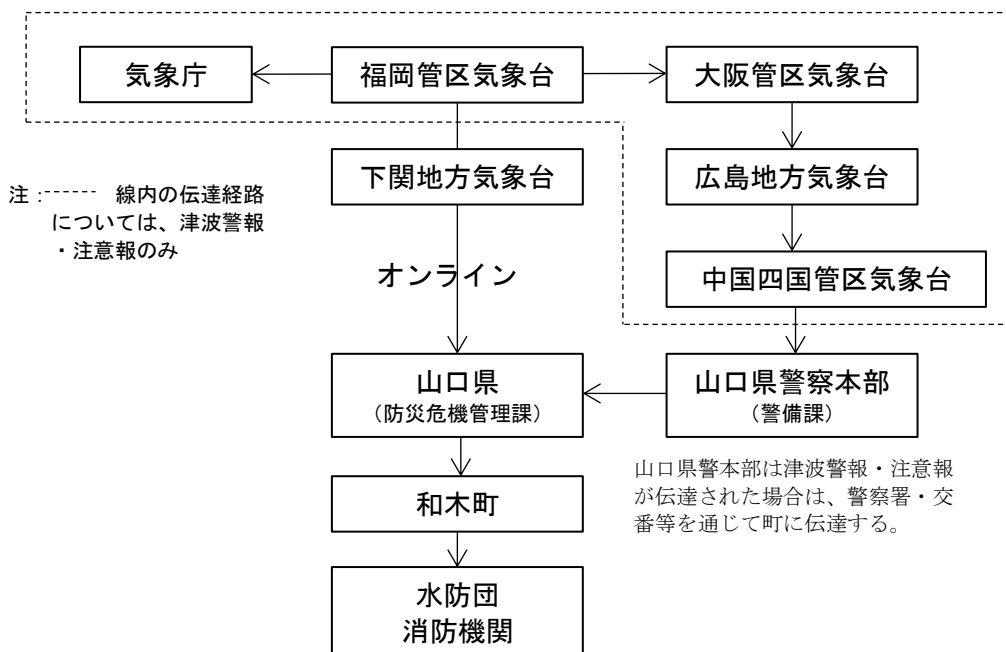
解除の時期

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因が無くなったときは、配備体制を解除する。ただし、町長が継続配備の必要性を認めて指示した場合を除く。

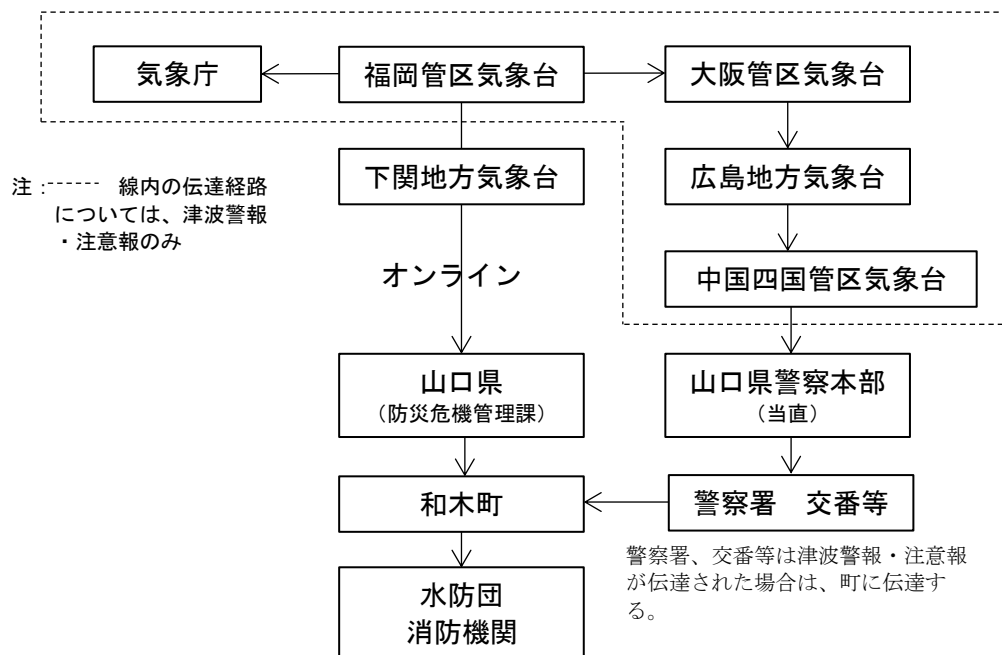
第4節 気象状況等の連絡系統

水防に関係のある気象警報・注意報等の連絡系統は、次のとおりとする。

第1項 勤務時間内



第2項 勤務時間外



第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先

各気象特別警報・警報・注意報ごとの町への伝達は下記のとおり。

区 分		備 考
注意報	大雨注意報	警戒レベル2
	洪水注意報	
	津波注意報	
	高潮注意報	警報に替わる旨の言及なし 警報に替わる旨に言及あり
警 報	大雨警報	警戒レベル3相当
	洪水警報	
	高潮警報	警戒レベル4相当
	大津波警報	
特別警報	大雨特別警報	警戒レベル5相当
	高潮特別警報	警戒レベル4相当
	大津波特別警報	

※ 警報に切り替える可能性の有無は、気象庁HP「防災情報」に市町村ごと「警報・注意報」のページに表示される。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

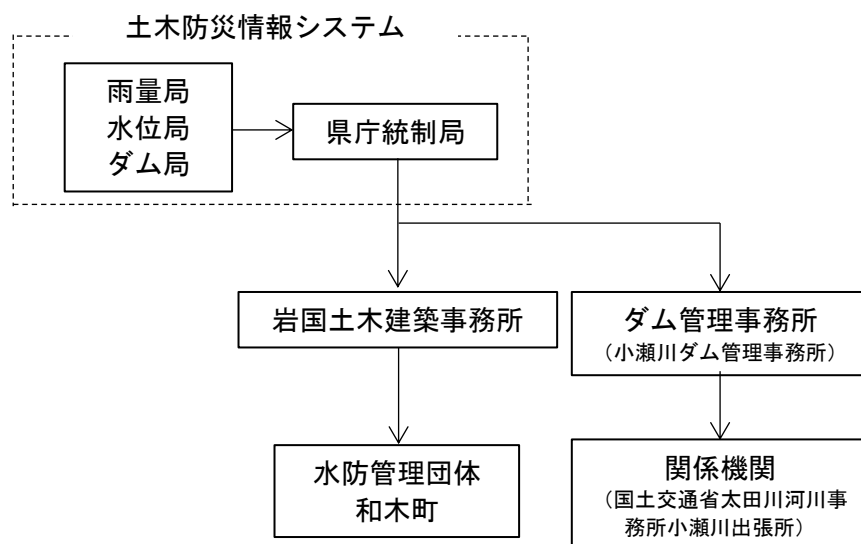
1 雨量、水位、ダム諸量の把握

町は、土木防災情報システムによる雨量、水位の情報を岩国土木建築事務所より、必要に応じて情報を受ける。都市建設課は、これを受けて雨量、水位等の状況について取りまとめ、関係機関からの照会に応える。

また、気象庁ホームページ、気象台とのホットライン等による気象情報及び国土交通省「川の防災情報」等からの河川・ダムに関する情報収集を行う。

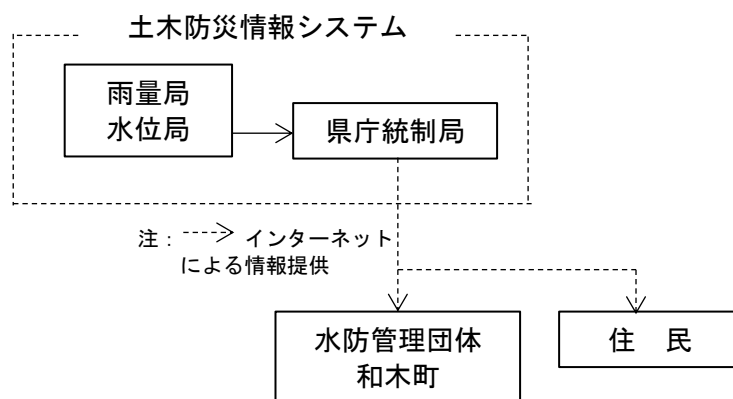
2 雨量、水位の連絡系統

雨量、水位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



3 雨量、水位の情報連絡系統

雨量、水位の情報連絡系統は、次の図のとおりとする。



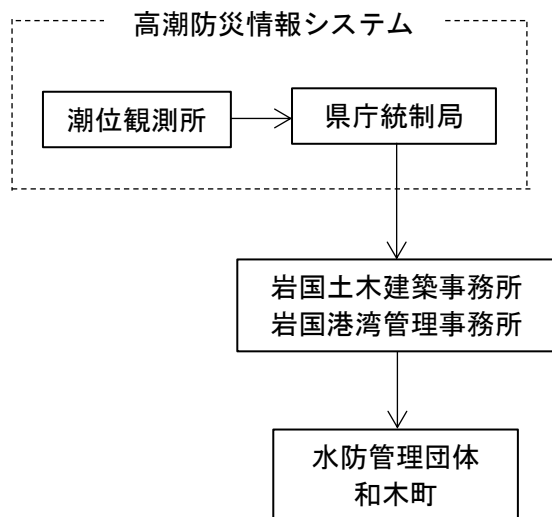
第2項 潮位の情報収集及び連絡

1 潮位の観測及び通報

町は、高潮注意報・警報が発表された場合、岩国土木建築事務所及び岩国港湾事務所より高潮防災情報システムによる潮位の情報の提供を受ける。

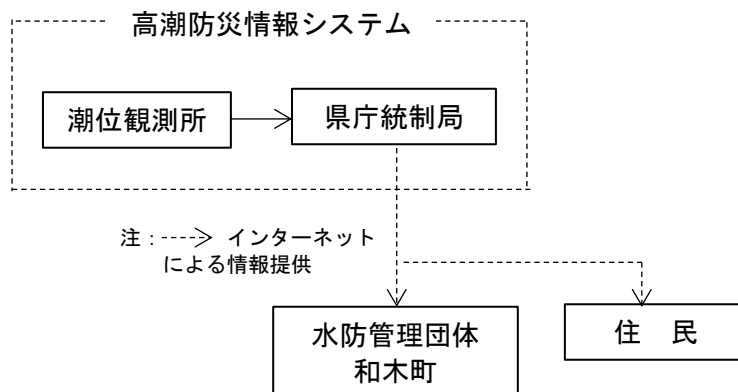
2 潮位の連絡系統

潮位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



3 潮位の情報連絡系統

潮位の情報連絡系統は、次の図のとおりとする。



第6節 水防用備蓄器具、資機材の整備、確保

第1項 水防管理団体（町）の水防用備蓄器具、資材

1 備蓄器具、資材の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充し、又は修理し、緊急水防時に支障のないように留意するものとする。

2 備蓄器具、資材の応援

町長は、緊急水防を要する他の機関から器具、資材の応援を求められたときは、当該機関の長と水防緊急度について協議し、その必要を認めるときは、器具及び資材の応援流用を行うものとする。

第2項 水防管理団体（町）の水防用備蓄器具、資材

指定水防管理団体（町）は、下記の輸送設備、備蓄機材、備蓄資材を役場車庫又は消防団車庫に準備する。

区分	輸送設備				備蓄器材										備蓄資材						備考			
	乗用車	四輪駆動車	トラック		スコップ	つるはし	くわ	おの	掛矢	かま	ベンチ	のこ	ジョレン	ハンマー	照明器具	ロープ	杭		棒鉄			土のう袋	ブルーシート	
			大	小													3m	2m	11番	14番				
役場車庫	1	1	1	1	12	3			2	5	5	4												鉄線：200 鉄ワット：20
本部車庫					4	4	4	2	2	40		3		2	4	2	20	18	1	1	500	60	一輪車：5 消防車：1	
第2分団車庫				1	9	4	1	1	2	7		6		2	4			40	1		250		鉦：5 消防車：1	
第3分団車庫				1	18	4	1	2	3	20		6		2	4	4					300		鉦：5 消防車：1	
合計	1	1	1	3	43	15	6	5	9	72	5	19	0	6	12	6	20	58	2	1	1050	60		

第3項 民間水防用資器材の確認

水防管理者は、出水期においてあらかじめその区域内において水防用資器材を保有する商社、店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知

第1項 水位の通報及び公表（法第12条）

1 水防団待機水位（通報水位）（※）（法第12条第1項）

水防管理者は、水防団待機水位（通報水位）を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。

※ 水防団待機水位（通報水位）は、水防団の出動準備の目安となる水位

2 氾濫注意水位（警戒水位）（※）（法第12条第2項）

国又は都道府県は、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を公表する。

※ 氾濫注意水位（警戒水位）は、水防団の出動の目安となる水位

3 水位の通報方法

（1）国の機関が行う通報

町（企画総務課、災害警戒本部又は災害対策本部）は、小瀬川について、国土交通省太田川河川事務所から、直ちに通報を受ける。

（2）県が行う通報

町は、第5節 水位、雨量等の連絡系統「2 雨量、水位の連絡系統」及び「3 雨量、水位の情報連絡系統」により、岩国土木建築事務所又は県のインターネットより通報を受ける。

4 欠測時等の措置

町は、国又は県が自らが管理する観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、必要に応じその状況についての連絡を受ける。

欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて連絡を受ける。

第2項 洪水予報（法第10条、第11条）

1 洪水予報の種類、内容

(1) 町は、小瀬川に関して国（太田川河川事務所）より、洪水のおそれがあると認められる場合は、洪水予報の発表とともに、その状況（水位又は流量等）に関する通知を受ける。

また、この通知の内容は、国から必要に応じ報道機関を通じて住民に周知される。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、又は避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき

(2) 上記基準によらない洪水予報の発表については以下のとおりとする。

ア 氾濫危険水位に到達していない場合における氾濫危険情報の発表

小川津及び両国橋水位観測所において、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合

イ 避難判断水位に到達していない場合の氾濫警戒情報の発表

小川津及び両国橋水位観測所において、氾濫危険水位の到達を4時間先に予測した場合において、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変化が無い事を確認した場合

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（法第10条第2項）

(1) 洪水予報を行う河川名、実施区間

水系名	実施区域	基準地点
小瀬川水系	左岸 広島県大竹市小方町小方字安条山650番の1地先から海まで	小川津
	右岸 山口県岩国市大字小瀬字深瀬3354番地先から海まで	両国橋

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（法第10条第2項）

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m) (警戒水位)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m) (洪水特別警戒水位)
小瀬川	小川津	岩国市大字小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20
	両国橋	岩国市大字小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90

(3) 洪水予報の担当官署

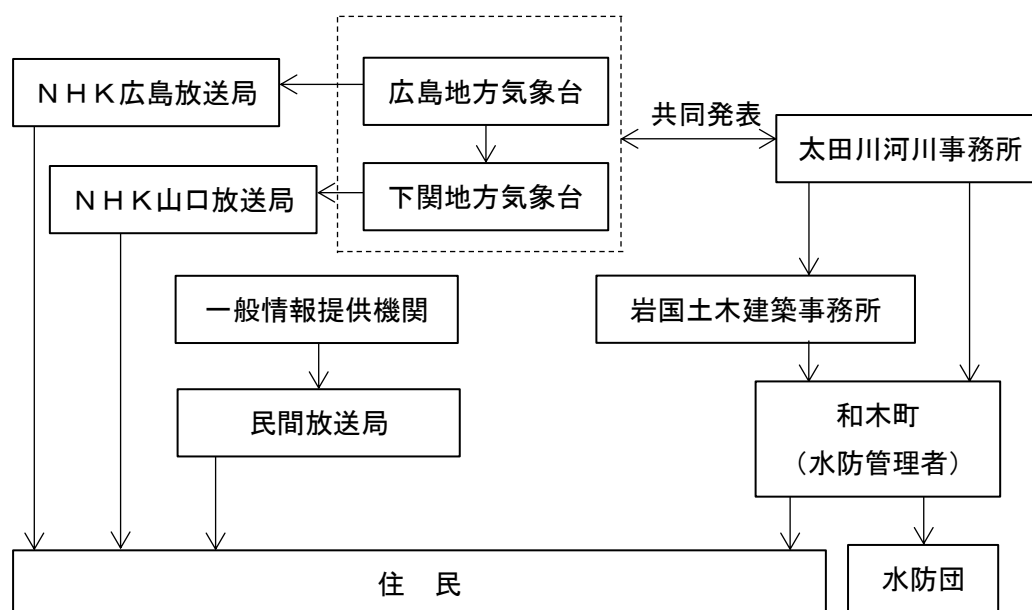
河川名	担当官署
小瀬川	太田川河川事務所、広島地方気象台、下関地方気象台

(4) 洪水予報の発表形式

国（太田川河川事務所）及び県（岩国土木建築事務所）が気象台と共同発表する洪水予報の発表形式は、付表2-1～2「洪水予報（県）発表形式イメージ」及び付表3-1～2「洪水予報（国）発表形式イメージ」のとおり。

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

ア 小瀬川水系の洪水警報の伝達経路は、次の図のとおりとする。



イ 国（太田川河川事務所）による小瀬川水系の洪水予報の発表形式は、付表3-1～2「洪水予報（国）の発表形式イメージ」のとおり。

(6) 洪水予報の伝達方法

国が管理する洪水予報河川（小瀬川）に係わる洪水予報を発表した場合、町は、太田川河川事務所及び岩国土木建築事務所が発信した電子メールの受信により発表の伝達を受ける。

この際、受信確認については、太田川河川事務所に対しては電子メールによる受信した旨の返信とともに、岩国土木建築事務所からの電話による受信確認への応答により行う。

第8節 水防警報

第1項 水防警報（法第2条、第16条）

国土交通大臣又は知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

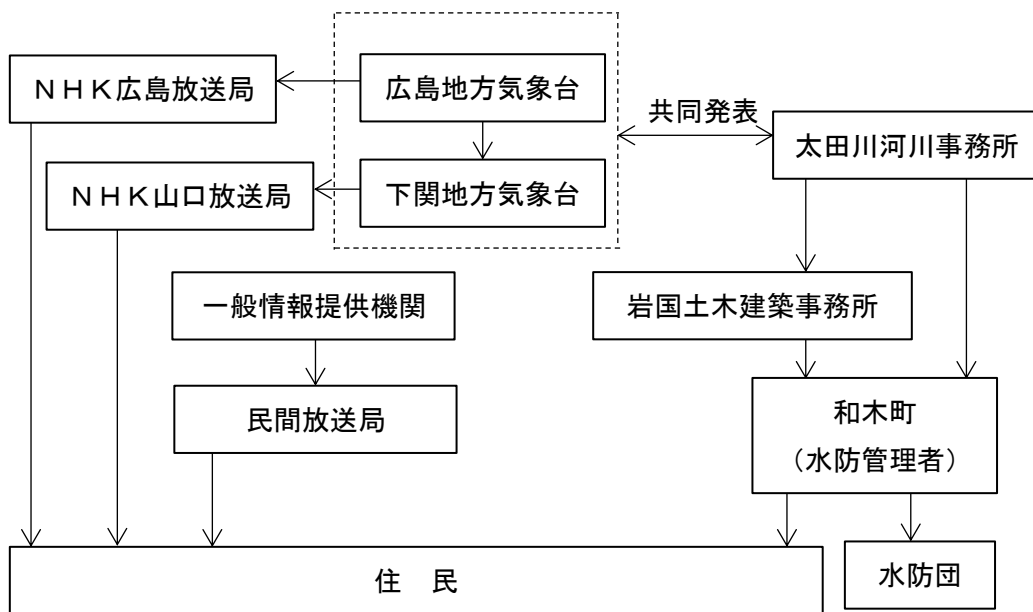
1 国土交通大臣が発する水防警報（法第16条第1項、第2項）

町は、太田川河川事務所長が小瀬川について、水防警報を発した場合、直ちに岩国土木建築事務所長よりその旨の水防警報用紙（※）により通報を受けるものとする。

※ 付表4「水防警報用紙（国）」

2 水防警報の伝達経路及び手段

小瀬川水系の水防警報の伝達経路は、次の図のとおりとする。



3 国（太田川河川事務所）が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）

（1）国が発表する小瀬川の水防警報とその発表の基準となる水位は次のとおりとする。

種類	内容	対象		発令条件
		観測所名	水位（m）	
待機	水防団の足止めを報告するもので、状況の応じてすみやかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの、又は出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えない旨を報告するもの	小川津 両国橋	2.60 2.80	水防団待機水位を超え、なお水位上昇の恐れがあるとき
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視、及び直ちに活動ができるように準備する旨を報告するもの	小川津 両国橋	2.75 3.30	氾濫注意水位を突破することが予想され、なお水位の上昇のおそれのあるとき
出動	水防団員が出動する必要がある旨を報告するもの	小川津 両国橋	4.00 3.90	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想され災害の生じるおそれのあるとき、又は、河川情報等による災害の生じるおそれのあるとき
指示	水位等、水防活動上必要とする状況を明示し、必要に応じ危険箇所についても必要とする事項を指摘するもの			出水状況の情報、又は災害のおこるおそれのあるとき（適宜）
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨を通報するとともに、一連の水防警報を終了する旨を通知するもの			氾濫注意水位以下となり、今後、降雨により水位上昇がないと予想され、水防活動の必要がなくなった場合

（2）水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条）

水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）は、本節「水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（氾濫特別警戒水位）の通知」第2項「洪水予報」2「国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報」（2）「国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報」（※）により定める。

※ 小川津水位観測所、両国橋水位観測所

4 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）

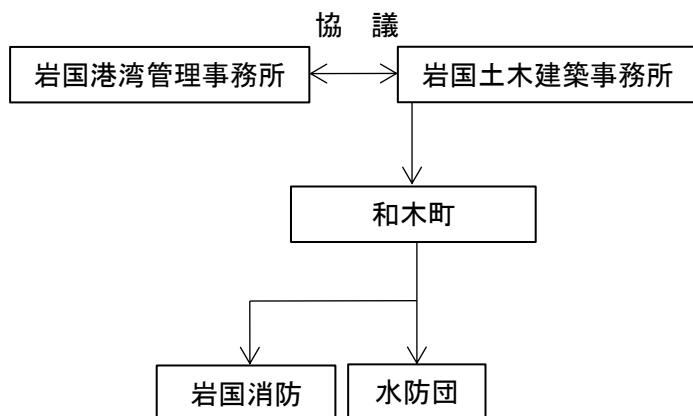
(1) 町内の県が管理する河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫地区内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価した結果、水防警報を発する河川としての指定はない。（町内には「県管理のその他の河川」のみ）

町の海岸（山口県南沿岸和木町地先海岸）は、高潮災害の想定される海岸として、知事が水防警報を発する海岸に指定されている。

町の海岸に水防警報が発される場合、岩国土木建築事務所長が岩国港湾管理事務所長と協議の上連名で、水防警報用紙により、知事で発する水防警報として通報を受ける。

※ 付表5-1～9「水防警報用紙（県）」

(2) 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図は次のとおり。



(3) 指定海岸に発表される水防警報は次のとおり。

種類	内容	発表時期
準備	① 陸閘の操作 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 ③ 危険箇所への応急措置 ④ 住民への警戒呼びかけ	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報の発表に伴い操作要員等を配備した直後、台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により操作要員等を配備した直後、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。
出動	① 水防要員の警戒配置 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 ③ 危険箇所への応急措置 ④ 住民の避難誘導 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。
解除	水防活動の終了を通知するもの	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。

(4) 高潮に係わる水防警報の伝達方法

ア 町は、岩国土木建築事務所長又は岩国港湾管理事務所長が高潮に係わる水防警報を発した場合、水防警報用紙をファックスで受信した後、電話で受信確認を受ける。

一般加入回線が途絶している場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達を受けるものとする。

(5) 水防警報の発表形式

(例) 水防警報第〇号 山口県〇〇土木建築事務所発表(※)

「〇〇水位局では、水防団待機水位（通報水位）を超過しました。水防機関は、いつでも出動できるように準備をしてください。」

※ 付表5-1～9「水防警報用紙（県）」参照

(6) 水防活動の状況把握

水防管理者は、水防警報が発せられている間、水防活動の状況を十分把握しておくものとする。

第9節 水防活動

第1項 安全確保

水防活動は原則として複数人で行うものとし、洪水、津波又は高潮いずれにおいても、水防団又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

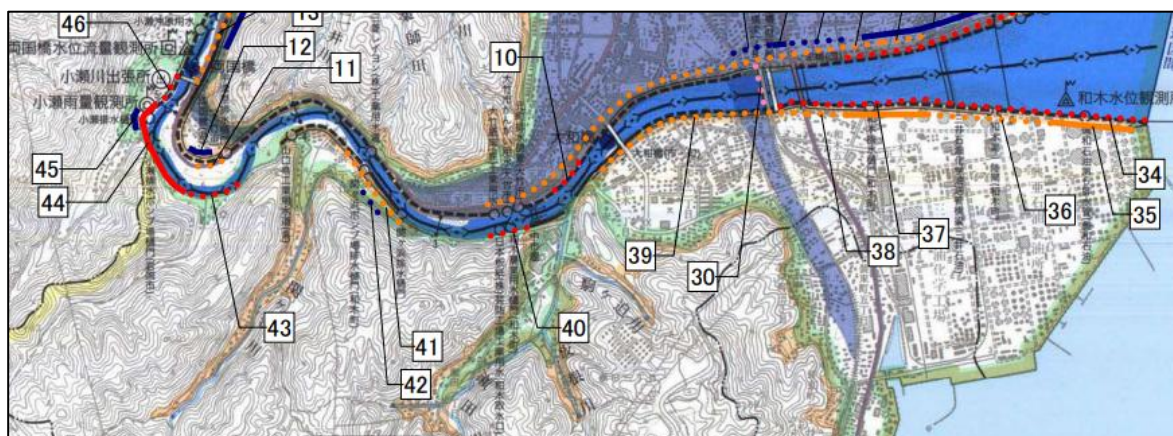
避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

津波浸水想定のある区域内にある水防団又は消防機関は、気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。

第2項 重要水防箇所

この計画で定める町内小瀬川右岸の重要水防箇所等は、次のとおりとする。

(1) 重要水防箇所位置図



(2) 重要水防箇所及び予定避難場所

重要水防箇所の位置		距離標	延長 (m)	重要理由	工法	重要 度	保全対象区域の現状				避難場所	
図番	住所						人口	戸数	公共 施設数	冠水面積 (㎡)	第一場所	第二場所
34	和木6丁目	CO/850 ~1/180	1,810	高潮	積み土嚢	B	4300	1935	18	857,812	○和木小学校 (和木1丁目住民) ○和木中学校 (和木1・2丁目住民) ○総合コミュニティセンター (和木3・4丁目住民) ○和木子ども園 (和木2・3・4丁目住民) ○三井記念体育館 (和木5丁目住民)	蜂ヶ峯 総合公園
35	"	CO/800 ~CO200	400	断面不足	積み土嚢	A	4300	1935				
36	"	CO/200 ~OK400	800	断面不足	積み土嚢	B	4300	1935				
37	"	OK400 ~OK800	400	断面不足	積み土嚢	A	4300	1935				
38	"	OK800 ~1K000	200	断面不足	積み土嚢	B	4300	1935				
39	和木1~6丁目	1K000 ~2K200	1,200	堤体漏水 ・すべり	積み土嚢	B	4300	1935				
40	瀬田	2K600 ~2K800	200	堤防高不足	積み土嚢	B	286	143	0	174,497	○総合コミュニティセンター (早期避難所) ○瀬田・関ヶ浜分館	
41	関ヶ浜2丁目	2K200 ~3K600	400	堤体漏水 ・すべり	積み土嚢	B	286	143				
42	"	3K300 ~3K400	100	漏水	月ノ輪	B	286	143				
43	大字関ヶ浜	4K400 ~4K600	200	堤防高不足	積み土嚢	B	286	143				
44	"	4K600 ~5K000	400	堤防高不足	積み土嚢	A	286	143				

※ 重要水防箇所評定基準（案）は次のとおり

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上もっとも重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	

基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関する変状が集中している箇所</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	
水衝・洗堀	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所</p>
新堤防・破壊跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所</p>
陸閘			<p>陸閘が設置されている箇所</p>

第3項 排水ポンプ場樋門、水門等の操作

1 排水ポンプ場樋門

町は、和木ポンプ場（和木5丁目10番）及び関ヶ浜ポンプ場（関ヶ浜1丁目1番）を運転及び操作し、内水を小瀬川に排出し当該設置地区内の浸水を防止する。

(1) 点検・整備

排水ポンプ場の管理者は、関係諸規則に基づき日常の維持管理に万全を期するとともに、特に出水期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意するものとする。

(2) 操作

排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき排水ポンプ場の運転を行う。

この際、町に関する「津波」「高潮」「小瀬川に関する洪水予報」において、下記の警戒レベル4（「避難指示」発令相当）の発表があった場合は、「和木排水ポンプ場排水樋門操作規程」及び「関ヶ浜排水ポンプ場排水樋門操作規程」第5条「警戒体制の措置」（4）に係わらず、当該ポンプ場の操作員に退避を指示する。

ア 和木町を含む瀬戸内海沿岸に「津波警報」又は「高潮警報」が発表された場合

イ 和木町を含む瀬戸内海沿岸に「高潮注意報（高潮警報に替わる可能性の旨が示されているもの）」が発表され、かつ「暴風警報」又は「暴風特別警報」が発表された場合

ウ 小瀬川に「氾濫危険情報」が発表された場合

別紙1 「和木排水ポンプ場排水樋門操作規程」

別紙2 「関ヶ浜排水ポンプ場排水樋門操作規程」

2 農業用水路の水門操作

町は、農業用水路の水門（瀬田川河口の日本製紙門前）について、大雨による小瀬川の増水、高潮等により大量の流入が予想される場合、都市建設課が閉門する。ただし、その恐れが無くなった場合は、速やかに開門する。

3 小瀬川陸閘門の閉鎖

- (1) 逆流防止のために設けられた水門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作規則に基づき操作を行う。河川や河岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時に水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖するものとする。
- (2) 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は河川の水位が操作規則に定める水位に達し、なお、水位上昇が予測され災害の生ずるおそれがあるとき、高潮対策の場合は台風等により災害が生ずるおそれがあるときに閉鎖することを原則とする。
- (3) 津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出かけている人の避難誘導を優先することとする。
- (4) 津波注意報・津波警報が発表された場合は、津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作員の安全が確保できる場合に限り、水門、陸閘を閉鎖するものとする。

4 弥栄ダム放流警報の周知の支援

町は、弥栄ダム放流等による放流警報が実施され、その周知を依頼される場合、防災行政無線、職員等の巡視により堤内遊歩道への立ち入り禁止の周知を支援する。

5 河川公園利用者への周知・誘導・退去指導

河川公園の管理者又は管理受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が浸水する可能性が大きくなったときは、河道内から退去するよう注意を促すものとする。

第4項 水防措置

1 通常警戒

水防管理者は、随時町内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、太田川河川事務所又は岩国土木建築事務所長に通報し必要な措置を求める。

2 非常警戒

水防管理者は、小瀬川に水防警報が発せられた場合、町内区域の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに太田川河川事務所又は岩国土木建築事務所長に通報するものとする。

3 警戒区域の設定（法第21条）

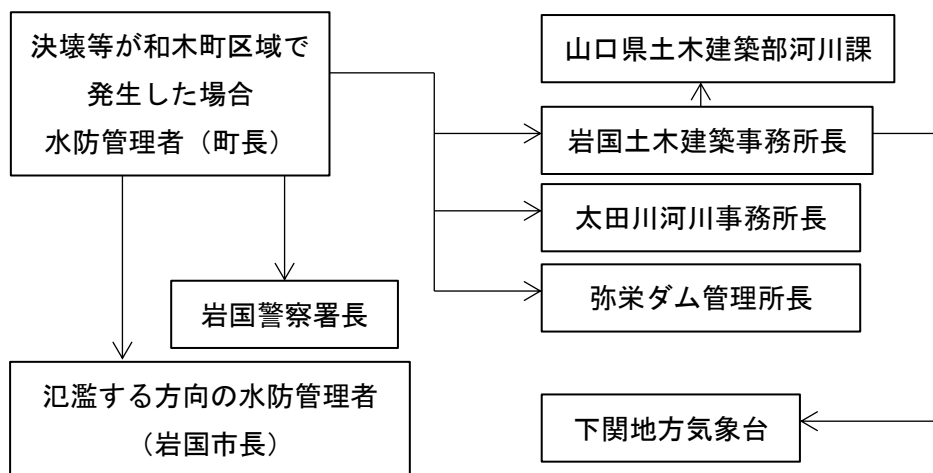
水防管理者は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができるものとする。

4 警察官の派遣要請（法第22条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、岩国警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 決壊・漏水等の通報（法第25条）

水防管理者は、町内区域の堤防が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに次の図により関係者に通報するものとする。



6 決壊等後の措置（法第26条）

町内区域の堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第5項 水防活動

1 待機

太田川河川事務所より小瀬川国管理区間に水防警報「待機」(※)が発表された場合又は、町及び町を含む地域に水防に関係のある気象予報（「津波注意報」「津波警報」「大津波警報」「高潮警報」等）の発表が予想され、その対応に必要と認めた場合、水防管理者は、水防団を各分所又は自宅に待機させ、水防団長は町と連携して情報の把握に努めるとともに、団員を直ちに「準備」段階に移行できる体制にしておくものとする。

※ 小川津水位観測所の水位：2.60m、両国橋水位観測所水位：2.80mのいずれかを超過し、更に水位の上昇が見込まれる場合

2 準備

太田川河川事務所より小瀬川国管理区間に水防警報「準備」(※)が発表された場合又は、町及び町を含む地域に水防に関係のある気象予報の発表が切迫し、その対応に必要と認めた場合、水防管理者は、水防団長に指示し水防団を出動準備の体制に移行させる。

出動準備体制の細部については、水防団長又は各分団の所定による。

※ 小川津水位観測所の水位：2.75m、両国橋水位観測所水位：3.30m のいずれかを超過し、更に水位の上昇が見込まれる場合

3 出動

(1) 水防管理者は、次の場合に必要な体制の水防団等を直ちに出勤させ、警戒配置等につかせるとともに、水防活動に従事する者の安全を確保した上で、適当な水防活動を行うものとする。

ア 太田川河川事務所より小瀬川国管理区間に水防警報「出動」(洪水予報「氾濫注意情報」)(※)が発表された場合

イ 堤防の異常を発見した場合

ウ 風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想される場合

エ 津波による被害が予想される場合

※ 小川津水位観測所の水位：4.00m、両国橋水位観測所水位：3.90m のいずれかを超過し、更に水位の上昇が見込まれる場合

(2) 出動体制

水防管理者又は水防団長は、水防活動を行うにあたり以下を基準に出動体制を指示する。

ア 第1次出動

水防団員を概ね1 / 3 出勤させる体制とし、堤防の巡視警戒に当たるとともに、重要水防箇所及び危険箇所に早期水防等を行う。(3交代体制)

イ 第2次出動

水防団員を概ね1 / 2 出勤させる体制により水防活動を行う。(2交代体制)

ウ 第3次出動

水防団員の全力を出勤させる体制により水防活動を行う。

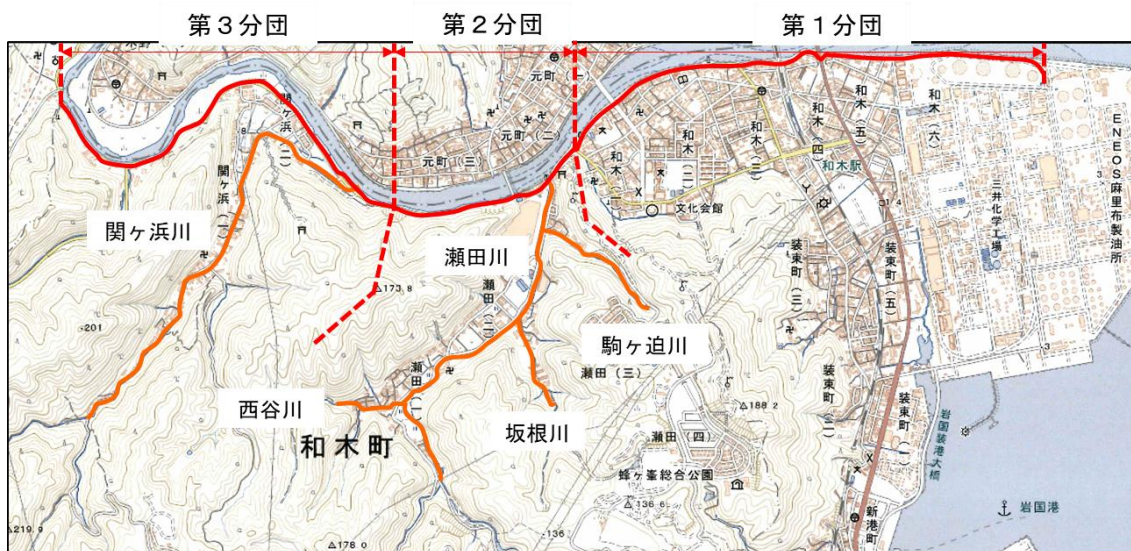
(3) 水防作業

水防団は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団等は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、水防団等が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防団は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟し、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

水防団の各分団の水防受け持ち区域は、次のとおり。



令和6年1月末時点

水防区域		延長 (m)	担当分団
小瀬川	ENEOS 正門～宮ノ下交差点	2.2	第1分団
小瀬川	宮ノ下交差点～瀬田2丁目1番街区西端	0.9	第2分団
県管理河川	瀬田川、西谷川、坂根川、駒ヶ迫川	3.0	
小瀬川	関ヶ浜2丁目2番街区東端～町・市境界（店口川）	1.9	第3分団
県管理河川	関ヶ浜川	2.0	

※ 団本部を除く

4 解除

太田川河川事務所より小瀬川国管理区間に水防警報「解除」(※)が発表された場合又は、水防管理者が水防活動(警戒)の必要性が無くなったと認めた場合、水防団長に水防活動の終了を指示する。

第6項 緊急通行

1 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、一般の交通に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

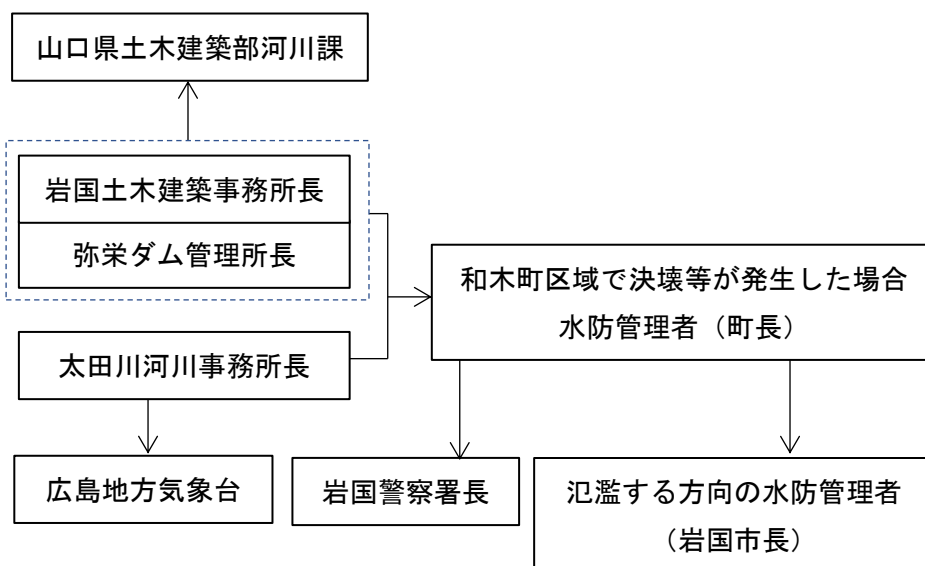
第7項 水防管理団体等相互の協力

1 河川管理者の協力

河川管理者中国地方整備局長及び山口県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- ② 関係者に対する決壊・漏水等の通報(洪水予報による伝達に代えることができる。)

<連絡系統図>



- ③ 重要水防箇所の合同点検の実施
 - ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
 - ⑤ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 2 水防管理団体相互の応援、協力

隣接市等の水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で、作業員及び必要な資器材を応援しなければならない。したがって、隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。

3 広島県との協力

水防管理者は、小瀬川沿いの水防について対岸の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で作業員及び資材を応援する。

第8項 立退の指示

1 避難

避難のための具体的な措置は、和木町地域防災計画（本編）第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。

※ 重要水防箇所及び予定避難場所については、本計画第9節「水防活動」第2項「重要水防箇所」（2）「重要水防箇所及び予定避難場所」による。

2 立退の指示（法第29条）

水防管理者は、洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められ必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くことを指示するものとする。

第9項 輸送

1 備蓄器具・備蓄資材の輸送

水防管理者（町）は、水防上必要がある場合、第6節「水防用備蓄器具、資機材の整備、確保」第2項「水防管理団体（町）の水防用備蓄器具、資材」に掲げる輸送設備の車両により輸送するものとする。

2 他の機関の設備による輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、和木町地域防災計画（本編）第3編第8章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第10項 水防てん末報告

水防管理団体は、水防活動を行ったときは、付表6-1～2「水防活動状況報告書」に示す様式により、水防活動終了後5日以内に岩国土木建築事務所を經由して、河川課を經由して知事に報告する。

※ 付表6-1～2「水防活動状況報告書」

第10節 公用負担

第1項 物的公用負担（法第28条）

水防管理者、水防団長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができるものとする。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他資材の使用、収用
- ③ 車両、その他運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第2項 人的公用負担（法第24条）

水防管理者、水防団長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができるものとする。

第3項 損失補償及び損害補償（法第28条、45条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条及び第45条に規定するところによるものとする。

第11節 水防標識・水防信号・身分証票

第1項 水防標識（法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は次のとおりである。（水防法施行細則第2条）



- ① 標識の大きさは、縦15センチメートル、横21センチメートルとする。
- ② 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
- ③ 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

第2項 水防信号（法20条）

知事の定める水防に用いる信号は次のとおりである。（水防法施行細則第3条）

種類	発信の方法	警鐘による場合			サイレンによる場合		
警戒信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○－ 約15秒 休止	約15秒 休止 約5秒 ○－	約5秒 ○－
出動信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○－○－○休止	○－○－○休止	○－○－○	約5秒 ○－ 約5秒 ○－	約15秒 休止 約15秒 ○－	約15秒 ○－
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○－○－○－○休止	○－○－○－○休止	○－○－○－○	約30秒 ○－	約5秒 休止	約30秒 ○－
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打			約1分 ○－	約5秒 休止	約1分 ○－

- ① 信号は、適宜の時間継続すること。

- ② 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
- ③ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること

第3項 身分証票（法第49条）

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に携帯提示する身分証票は次のとおりである。（水防法施行細則第4条）

（表）

第	□	号
水 防 公 務 証		
所 属 職氏名		
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条 第1項の規定により立入りをする者であることを証明します。		
年 月 日発行		
山口県知事		印

（裏）

水 防 法 抜 粹
（資料の提出及び立入り）
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

※ 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第12節 水防訓練

指定水防管理団体の水防訓練（法第32条の2）

指定水防管理団体は、法第32条の2に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。

この水防訓練は、町及び県地域防災計画に定める総合防災訓練に含めて実施できるものとする。

第13節 水防協力団体

第1項 水防協力団体の指定、監督及び情報提供(法第36条、39条、40条)

水防管理者は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2項 水防協力団体の業務(法第37条)

水防協力団体は、次の業務を行う。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

○和木ポンプ場排水樋門操作規程

令和4年6月1日

(趣旨)

第1条 和木ポンプ場排水樋門（以下「樋門」という。）の操作に関し、必要な事項を定めるものとする。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、和木地区の内水を小瀬川へ排出し、浸水を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作規程において「機側操作」とは、樋門に設置した操作盤において、河川や雨水幹線、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、和木ポンプ場内の操作室において、水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

(警戒体制の実施)

第4条 町長は、当町において、大雨警報又は洪水警報が発令されたときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

(警戒体制の措置)

第5条 町長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) 第7条第1項の操作を行っている場合において、堤防、背後地の状況、水防活動の状況等も踏まえて総合的に勘案し、以下のいずれかの状況において、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員（以下、「機側操作員」という。）に退避を指示すること。
- (5) 緊急を要する場合には機側操作員が町長の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。
- (6) その他樋門の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第6条 町長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、解除するものとする。

(洪水時の操作方法)

第7条 町長は、和木ポンプ場内における雨水槽の水位が2.8メートル以上のときは、樋門のゲートを全開にするものとする。

2 前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動が生じないようにするものとする。

3 第5条(4)により操作員が退避する際は、樋門のゲートを全閉するものとする。

(平水時における操作の方法)

第8条 町長は、雨水槽の水位が2.8メートル未満のときは、機側操作により樋門のゲートを全閉しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第9条 町長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度に応じて、前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第10条 町長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 町長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより内陸側に影響が生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 町長は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第9条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

(点検その他の維持)

第12条 町長は、樋門及び樋門を操作するための機械、器具等については、点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第13条 町長は、小瀬川の水位、樋門の上下流の水位その他樋門を操作するため必要な事項は、観測するものとする。

(訓練)

第14条 樋門の操作の机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。

3 第1項に規定する訓練により、洪水・高潮及び遡上した津波による樋門への逆流の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、この規程を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

第15条 町長は、樋門の管理に関する事項については、記録を作成し、保存するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、樋門の操作の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

○関ヶ浜ポンプ場排水樋門操作規程

令和4年6月1日

(趣旨)

第1条 関ヶ浜ポンプ場排水樋門（以下「樋門」という。）の操作に関し、必要な事項を定めるものとする。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、関ヶ浜地区の内水を小瀬川へ排出し、浸水を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作規程において「機側操作」とは、樋門に設置した操作盤において、河川や雨水幹線、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、関ヶ浜ポンプ場内の操作室において、水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

(警戒体制の実施)

第4条 町長は、当町において、大雨警報又は洪水警報が発令されたときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

(警戒体制の措置)

第5条 町長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) 第7条第1項の操作を行っている場合において、堤防、背後地の状況、水防活動の状況等も踏まえて総合的に勘案し、以下のいずれかの状況において、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員（以下、「機側操作員」という。）に退避を指示すること。
- (5) 緊急を要する場合には機側操作員が町長の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。
- (6) その他樋門の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第6条 町長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、解除するものとする。

(洪水時の操作方法)

第7条 町長は、関ヶ浜ポンプ場内におけるポンプ井水位（以下「内水位」という。）が7.0メートル以上のときは、樋門のゲートを全開にするものとする。

2 前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動が生じないようにするものとする。

3 第5条(4)により操作員が退避する際は、樋門のゲートを全閉するものとする。

(平水時における操作の方法)

第8条 町長は、内水位が7.0メートル未満のときは、機側操作により樋門のゲートを全閉しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第9条 町長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度に応じて、前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第10条 町長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 町長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより内陸側に影響が生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 町長は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第9条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

(点検その他の維持)

第12条 町長は、樋門及び樋門を操作するための機械、器具等については、点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第13条 町長は、外水位、樋門の上下流の水位その他樋門を操作するため必要な事項は、観測するものとする。

(訓練)

第14条 樋門の操作の机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。

3 第1項に規定する訓練により、洪水・高潮及び遡上した津波による樋門への逆流の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、この規程を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

第15条 町長は、樋門の管理に関する事項については、記録を作成し、保存するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、樋門の操作の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

和木町防災会議委員名簿

和木町防災会議条例による区分	区分内容	機関名	委員職名
第3条第2項	会 長	和木町	町長
第3条第5項(1)	指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者	海上保安庁 第六管区岩国海上保安署	署長
		国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 岩国国道維持出張所	所長
		国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所小瀬川出張所	所長
		国土交通省中国地方整備局 弥栄ダム管理所	所長
第3条第5項(2)	山口県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者	山口県岩国土木建築事務所	所長
		山口県岩国農林事務所	所長
		山口県岩国健康福祉センター	所長
		山口県企業局小瀬川工業用水道事務所	所長
		山口県岩国県民局	局長
第3条第5項(3)	山口県警察の警察官のうちから町長が任命する者	山口県警察 岩国警察署	署長
第3条第5項(4)	町長がその部内の職員のうちから指名するもの	和木町	副町長
		和木町会計室	会計管理者
		和木町企画総務課	課長
		和木町税務課	課長
		和木町住民サービス課	課長
		和木町保健福祉課	課長
		和木町都市建設課	課長
		和木町教育委員会事務局	事務局長
		和木町保健相談センター	所長
第3条第5項(5)	教育長	和木町教育委員会	教育長
第3条第5項(6)	岩国地区消防組合消防長	岩国地区消防組合消防本部	消防長
第3条第5項(7)	消防団長	和木町消防団	団長
第3条第5項(8) ※ 任期は2年	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの	西日本電信電話株式会社 山口支店	支店長
		中国電力ネットワーク(株)岩国ネットワークセンター	所長
		西日本旅客鉄道株式会社広島支社 岩国管理駅	駅長
		日本通運株式会社広島支店大竹営業課	課長
		和木三師会	会長
		日本郵便株式会社 岩国郵便局	局長

洪水予報（県）の発表形式イメージ

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">発表者</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">山口県 気象庁</td> <td style="width: 50%;">〇〇土木建築事務所 下関地方気象台</td> </tr> </table>	発表者		山口県 気象庁	〇〇土木建築事務所 下関地方気象台	→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第1受報者</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">機関名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	第1受報者		機関名		→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第2受報者</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">機関名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	第2受報者		機関名		→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第3受報者</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">機関名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	第3受報者		機関名	
発表者																						
山口県 気象庁	〇〇土木建築事務所 下関地方気象台																					
第1受報者																						
機関名																						
第2受報者																						
機関名																						
第3受報者																						
機関名																						

正規

〇〇川水系〇〇川氾濫注意情報

〇〇川水系〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和XX年X月X日XX時XX分
〇〇土木建築事務所・下関地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】 〇〇川水系〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】 〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、X日XX時XX分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】 〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、X日XX時XX分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～XX日XX時XX分までの流域平均雨量	XX日XX時XX分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇市 〇〇流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川水系〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防回待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇市)	00日00時XX分の状況	XXX.X ↑				
	00日00時30分の予測	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日01時30分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日02時30分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (△△市)	00日00時XX分の状況	XXX.X				
	00日00時30分の予測	—				
	00日01時00分の予測	—				
	00日01時30分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日02時30分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。
なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	
	〇〇市	△△市	
レベル4水位 氾濫危険水位 [※]	5.00	10.00	
レベル3水位 避難判断水位 [※]	4.50	9.00	
レベル2水位 氾濫注意水位	4.00	8.00	
レベル1水位 水防団待機水位	3.00	7.00	
受け持ち区間	〇〇川 左岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで 右岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで	△△川 左岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで 右岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで	
	〇×川 左岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで 右岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	山口県〇〇市 -	山口県△△市 -	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

山口県土木防災 情報システム 気象庁ホームページ	パソコン・スマートフォンから	携帯電話から
	http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/k/

問い合わせ先

水位関係：山口県〇〇土木建築事務所〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

気象関係：気象庁 下関地方気象台 電話：083-234-4006

洪水予報（国）の発表形式イメージ

発表者 国土交通省 太田川河川事務所 気象庁 広島地方気象台 気象庁 下関地方気象台	→	第1受報者 機関名	→	第2受報者 機関名	→	第3受報者 機関名
---	---	--------------	---	--------------	---	--------------

正規

小瀬川氾濫注意情報

小瀬川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

太田川河川事務所・広島地方気象台・下関地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】小瀬川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】小瀬川の両国橋水位観測所（岩国市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】小瀬川の小川津水位観測所（岩国市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
小瀬川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

小瀬川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
両国橋 水位観測所 (岩国市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
小川津 水位観測所 (岩国市)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
00日06時00分の予測	XXX.X					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

水防警報用紙（国）

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
小瀬川	両国橋水位観測所	第 号

令和 00 年 00 月 00 日 00 時 00 分

国土交通省 太田川河川事務所発表

【現 況】

小瀬川の両国橋水位観測所（岩国市）の水位は、00 日 00 時 00 分現在 0.00m です。

【発 表】

水防機関は待機してください。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
土居				
加計				
飯室				
中野				
新川橋				
中深川				
矢口第一				
祇園大橋				
三篠橋				
江波（旧太田川）				
小川津				
両国橋	○			

(参考)

小瀬川 両国橋水位観測所（岩国市）

(受け持ち区間は 小瀬川左岸：前測橋から海まで、右岸：前測橋から海まで)

問い合わせ先

国土交通省 太田川河川事務所 流域治水課 電話：082-222-9245 (内線)

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから
	http://www.river.go.jp/

水防警報用紙（県）

付表6-1 水防警報用紙（県）

河川・待機
様式1

水 防 警 報 （ 第 号）

山口県 月 日 時 分
土木（建築）事務所 発表

河 川 名： 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位(A)	水防団待機水位 (通報水位)(B)	氾濫注意水位 (警戒水位)(C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)(E)	(A)/(E)
	日 時 分	m	m	m	m	m	%

1	水防機関は、すぐ活動できるように待機してください。
2	
3	
4	

		氏名
通知元	土木建築事務所	
通知先	市 町	
報告先	警察署	
	河川課	

河川・準備
様式2

水 防 警 報 (第

号)

山口県 月 日 時 分
土木（建築）事務所 発表

河 川 名： 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位(A)	水防団待機水位 (通報水位)(B)	氾濫注意水位 (警戒水位)(C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)(E)	(A)/(E)
	日 時 分	m	m	m	m	m	%

1	()では、水防団待機水位（通報水位）を超過しました。 水防機関は、いつでも出動できるように準備してください。
2	
3	
4	

		氏名
通知元	土木建築事務所	
通知先	市 町	
報告先	警察署	
	河川課	

河川・出動
様式 3

水 防 警 報 (第

号)

山口県 月 日 時 分
土木 (建築) 事務所 発表

河 川 名 : 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位(A)	水防団待機水位 (通報水位) (B)	氾濫注意水位 (警戒水位) (C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (E)	(A) / (E)
	日 時 分	m	m	m	m	m	%

1	() では、氾濫注意水位 (警戒水位) を超過しました。 水防機関は出動し、水防活動を実施してください。
2	
3	
4	

		氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知
通知先	市 町	日 時 分通知
	警察署	日 時 分通知
報告先	河川課	日 時 分報告

河川・指示
様式4

水 防 警 報 (第 号)

月 日 時 分
山口県 土木(建築)事務所 発表

河 川 名 : 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位(A)	水防団待機水位 (通報水位)(B)	氾濫注意水位 (警戒水位)(C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)(E)	(A)/(E)
	日 時 分	m	m	m	m	m	%

1	() では、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を超過しました。 水防機関は出動人員を増加する等して、水防活動を強化してください。
2	
3	
4	

		氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知
通知先	市 町	日 時 分通知
	警察署	日 時 分通知
報告先	河川課	日 時 分報告

河川・解除
様式5

水 防 警 報 (第 号)

山口県 月 日 時 分
土木(建築)事務所 発表

河 川 名 : 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位(A)	水防団待機水位 (通報水位)(B)	氾濫注意水位 (警戒水位)(C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)(E)	(A)/(E)
	日 時 分	m	m	m	m	m	%

1	()の水位は()日()時()分に、氾濫注意水位(警戒水位)より低くなり、今後も水位の低下が見込まれます。洪水による危険は去ったものと思われます。()の水防警報を解除します。
2	()の水位は()日()時()分に、水防団待機水位(通報水位)より低くなりました。洪水による危険は去ったものと思われます。()の水防警報を解除します。
3	洪水による危険は去ったものと思われます。()の水防警報を解除します。
4	

		氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知
通知先	市 町	日 時 分通知
	警察署	日 時 分通知
報告先	河川課	日 時 分報告

高潮・解除
様式8

水 防 警 報 (第 号)

山口県
月 日 時 分
土木(建築)事務所
港湾管理事務所 発

表

1	高潮による危険は一応去ったものと認められます。
2	() の水防警報を解除します。
3	ただし、被害のあったところは応急作業を続けてください。
4	ただし、今後も大雨による河川の増水のおそれがありますので、気象状況の変化に十分注意してください。
5	

	通知先	日時	氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知	
	港湾管理事務所		
通知先	市 町	日 時 分通知	
	河川課	日 時 分通知	
	港湾課	日 時 分通知	
	警察署	日 時 分通知	

付表6-2 水位周知用紙

水位周知用紙

様式 1

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報

月 日 時 分
 山口県 土木建築事務所 発表

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、住民の避難等の目安になる水位ですので、関係住民に対して水位情報の提供を行って下さい。

河川名： 川水系 川

雨量実況

雨量観測所名	観測日時	時間雨量	累加雨量
	日 時	mm	mm

水位実況

水位観測所名	観測日時	水位(A)	水防団待機水位 (通報水位)(B)	氾濫注意水位 (警戒水位)(C)	避難判断水位 (D)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)(E)	(A)/(E)
	日 時	m	m	m	m	m	%

1	()では()日()時()分に、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超過しました。 避難指示等の発令を検討してください。
2	
3	
4	

		氏名
通知元	土木建築事務所	日 時 分通知
通知先	市 町	日 時 分通知
	警察署	日 時 分通知
報告先	河川課	日 時 分報告

水防活動状況報告書

(管理団体で水防箇所ごとに作成するもの)

(作成責任者)

⑩

管理団体名								指定非指定の別				
水防実施時の台風豪雨名								報告年月日	令和	年	月	日
場所	川(左,右)岸 地先 m							管理団体分	県支出分	計		
日時	自	年	月	日	時	至	年				月	日
出動人員数	水防団員	消防団員	その他	計								
	人	人	人	人								
水防作業の概況及び工法	工法 箇所 m							費用	資材費			
									器材費			
									燃料費			
									雑費			
									計			
									合計			
水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	土のう袋	枚	枚	枚	
	効果	m	ha	ha	戸	m	m	ブルーシート	枚	枚	枚	
	被害	m	ha	ha	戸	m	m	ロープ	巻	巻	巻	
									丸太	本	本	本
								鉄線	m	m	m	

他の団体よりの応援の状況		立退きの状況及びそれを指示した理由	
居住者の出動状況		水防功労者の氏名、年齢、所属及びその功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等の以上の有無及び緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況	
現場の指導者職氏名		水防活動に関し今後改善すべき点等の意見	
水防関係者の死傷		備考	

平成29年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

